

情報通信技術の活用による地図情報システムの刷新

○ 日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)

P.32 (情報通信技術の徹底的活用と強固な情報通信基盤の確立)

「**情報通信技術の活用による国民生活の利便性の向上, 生産コストの低減**」

P.83(日本再生に向けた改革工程表)

「**政府情報システム刷新等に向けた取組の実施**」

”我が国のあらゆる分野の成長を支える基盤としての情報通信技術の戦略的重要性などに鑑み, 国民ID制度やオープンガバメントの推進を始め, **行政, 医療, 教育等の幅広い分野で情報通信技術の利活用**に取り組み, 「スマート化」された社会の実現を目指す。”

不動産取引の安全と円滑に密接に関係する地図情報システムを刷新し, ユーザビリティの向上を図ることで, より円滑な取引社会を実現し, 行政サービスの向上を図る。

- 平成27年3月から現行サーバ機器等の賃貸借期間が逐次満了
再リース期間を考慮しても, 平成28年度までには次期システムへのリプレースが必要

- 次期システムへのリプレースに際して, 最新のコンピュータ技術の動向等を踏まえた情報通信技術の活用により, 利便性の維持・向上を図りつつ, 運用経費の節減に寄与する仕組みを検討

- 連携する登記情報システムとの端末共有化を図るなど仮想化技術の導入を検討

→ 平成25年度においては, 以下の作業を予定

- ・ 地図情報システムのアプリケーションプログラム言語の更新に係る検証等
- ・ 登記情報システムとの端末共有化に向けた仮想化技術に係る各種検証
- ・ 端末共有化, 言語更新の検証を踏まえた次期システムの処理方式等の決定

【利用者のメリット】

- ・ 共有化端末における一括処理により, 証明書請求窓口での待ち時間の短縮が図られる。
- ・ 電子データで作成・管理された土地所在図, 地積測量図等をデータ提供する等の将来のサービスの拡大に向けた環境整備が図られる。

